

平成29年公認会計士試験受験案内

〈第Ⅱ回短答式試験及び短答式試験免除者等用〉

公認会計士・監査審査会

試験実施日程

受験願書等配付及び受付期間

受験願書等配付期間 (平日午前9時～午後5時)	受験願書受付期間		受験票の交付
平成29年1月16日(月) ～平成29年2月24日(金)	インターネット出願	平成29年2月10日(金) ～平成29年3月2日(木)	平成29年3月下旬に受験者が自らダウンロード
	書面による出願	平成29年2月10日(金) ～平成29年2月24日(金)	平成29年3月下旬～4月上旬に財務局理財課等から発送

(注) 詳細は、P.3～P.8を参照してください。

受験願書等配付場所 財務局理財課等及び公認会計士・監査審査会事務局

(P.13 7. 試験地、受験願書等配付場所・提出先 参照)

出願方法 インターネット出願を利用する方法又は書面により願書を提出する方法で出願してください。受付期間中、早めにインターネット出願又は書面による出願(簡易書留扱いによる郵送)の手続きを行ってください。**受験願書を直接財務局等に持参されても受理できません。**

(注) 試験の一部科目免除等を受けようとする場合、免除事由ごとに定められた期限までに免除申請を行い、願書の提出時には免除手続きが完了している必要があります。

試験日程

区分	試験期日	着席時刻	試験時間	試験科目
第Ⅱ回 短答式試験	平成29年5月28日(日)	9:10	9:30～10:30	企業法
		11:10	11:30～12:30	管理会計論
		13:40	14:00～15:00	監査論
		15:40	16:00～18:00	財務会計論
論文式試験	平成29年8月25日(金)	10:10	10:30～12:30	監査論
		14:10	14:30～16:30	租税法
	平成29年8月26日(土)	10:10	10:30～12:30	会计学
		14:10	14:30～17:30	会计学
	平成29年8月27日(日)	10:10	10:30～12:30	企業法
		14:10	14:30～16:30	選択科目

第Ⅱ回短答式試験合格発表 平成29年6月23日(金)(予定)

論文式試験合格発表 平成29年11月17日(金)(予定)

(注) 天災その他のやむを得ない事情により試験日時等について変更する場合には、別途官報に公告します。

目 次

1. 公認会計士試験の概要	1
2. 受験願書等の配付	3
3. 受験願書の提出	4
4. 受験上の注意事項	8
5. 出願後の受験願書記載事項の変更	11
6. 合格発表	12
7. 試験地、受験願書等配付場所・提出先	13
8. 試験免除等	14
9. 試験免除の申請手続	15
10. 免除申請書の添付書類・提出期限	18
11. 証明書の発行手続	23
12. 受験願書の記載例	25
13. 受験願書提出用封筒の記載例	27
14. 各種様式	28

1. 公認会計士試験の概要

(1) 目的及び方法

公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として、短答式及び論文式による筆記の方法により行います（公認会計士法第5条）。なお、短答式試験（マークシート方式）は、2回実施します。

公認会計士試験に合格した者は、公認会計士法の規定に従い、業務補助又は実務従事の期間が2年以上であり、かつ、実務補習を修了し、内閣総理大臣の確認を受けることで、公認会計士となる資格を有することとなります（公認会計士法第3条）。

(2) 試験科目

公認会計士試験短答式試験及び論文式試験（短答式試験合格者、旧第2次試験合格者及び短答式試験の全科目を免除された者が受験できます。）は、公認会計士法に基づき、次の試験科目について実施します。

【短答式試験】

必須科目	財務会計論	管理会計論	監査論	企業法
------	-------	-------	-----	-----

【論文式試験】

必須科目	会計学 (財務会計論及び管理会計論)		監査論	企業法	租税法
選択科目 (1科目)	経営学	経済学	民法	統計学	

(3) 試験科目の分野及び範囲

各試験科目の分野及び範囲は、以下のとおりです。

なお、「平成29年公認会計士試験の出題範囲の要旨について」を公認会計士・監査審査会ウェブサイトに掲載しています。

(ウェブサイト <http://www.fsa.go.jp/cpaaob/index.html>)

【短答式試験及び論文式試験共通の試験科目】

① 会計学

・財務会計論

簿記、財務諸表論、その他企業等の外部の利害関係者の経済的意思決定に役立つ情報を提供することを目的とする会計の理論

・管理会計論

原価計算、その他企業等の内部の経営者の意思決定及び業績管理に役立つ情報を提供することを目的とする会計の理論

② 監査論

金融商品取引法及び会社法に基づく監査制度及び監査諸基準その他の監査理論

③ 企業法

会社法、商法（海商並びに手形及び小切手に関する部分を除く。）、金融商品取引法（企業内容等の開示に関する部分に限る。）、その他監査を受けるべきこととされる組合その他

の組織に関する法

【論文式試験のみの試験科目】

④ 租税法

法人税法、所得税法、租税法総論及び消費税法、相続税法その他の租税法各論

⑤ 経営学（選択科目）

経営管理及び財務管理の基礎的理論

⑥ 経済学（選択科目）

ミクロ経済学、マクロ経済学その他の経済理論

⑦ 民法（選択科目）

民法典第1編から第3編までを主とし、第4編及び第5編並びに関連する特別法を含む。

⑧ 統計学（選択科目）

記述統計及び推測統計の理論並びに金融工学の基礎的理論

(注) 論文式試験の「会計学」、「監査論」、「企業法」、「租税法」及び「民法」の試験は、試験用法令基準等を示して行います。受験時に配付する試験用法令基準等に掲載される法令等の一覧については、公認会計士・監査審査会ウェブサイトに掲載します。

(ウェブサイト<http://www.fsa.go.jp/cpaaoob/index.html>)

(4) 問題数及び配点

	試験科目	試験時間	問題数	配点
短 答 式 試 験	財務会計論	120分	40問以内	200点
	管理会計論	60分	20問以内	100点
	監査論	60分	20問以内	100点
	企業法	60分	20問以内	100点
論 文 式 試 験	会計学	300分	大問5問	300点
	監査論	120分	大問2問	100点
	企業法	120分	大問2問	100点
	租税法	120分	大問2問	100点
	選択科目	120分	大問2問	100点

(5) 合格基準

① 短答式試験

総点数の70%を基準として、公認会計士・監査審査会が相当と認めた得点比率とします。ただし、1科目につき、その満点の40%に満たないもののある者は、不合格とすることができます。

② 論文式試験

52%の得点比率を基準として、公認会計士・監査審査会が相当と認めた得点比率とします。ただし、1科目につき、その得点比率が40%に満たないもののある者は、不合格とすることができます。

論文式試験の採点格差の調整は、標準偏差により行います。

(注) 短答式試験又は論文式試験において免除を受けた試験科目がある場合は、当該免除科目を除いた他の科目の合計得点の比率によって合否が判定されます。

(6) 論文式試験の一部科目免除資格取得基準

試験科目のうちの一部の科目について、同一の回の公認会計士試験における公認会計士試験論文式試験合格者の平均得点比率を基準として、公認会計士・監査審査会が相当と認めた得点比率以上を得た者を一部科目免除資格取得者とします。

当該科目については、合格発表の日から起算して2年を経過する日までに行われる論文式試験において、申請により免除を受けることができます（公認会計士法第10条第2項）。

(7) 法令等の適用日

解答に当たり適用すべき法令等は、次のとおりです。

- ・ 第Ⅱ回短答式試験 平成29年4月1日現在施行（適用）のもの
- ・ 論文式試験 平成29年4月1日現在施行（適用）のもの

ただし、租税法については、平成29年1月1日現在施行のもの

2. 受験願書等の配付

(1) 配付期間 平成29年1月16日（月）～平成29年2月24日（金）

（配付時間 平日午前9時～午後5時）

（注1）配付期間外に受験願書等の配付は行いません。

（注2）受験願書等の配付は1人1部に限ります。

（注3）受験願書と併せて「受験願書提出用封筒」及び「受験票返信用封筒」も配付します。

(2) 配付場所 財務局理財課等及び公認会計士・監査審査会事務局

（P.13 7. 試験地、受験願書等配付場所・提出先 参照）

(3) 郵便で請求する場合

受験を希望する試験地を管轄する財務局理財課等（試験地が東京都の場合は、公認会計士試験関東事務局）宛てに、以下の点に注意して請求してください（P.13 7. 試験地、受験願書等配付場所・提出先 参照）。なお、請求用封筒は、平成29年2月9日（木）（必着、期限厳守）までに届くように郵送してください。

① 封筒の表に「公認会計士試験 受験願書等請求」と記載してください（「請求」には二重線を引くこと）。

② 上記封筒には、必ず次のものを同封してください（返信用封筒は上記①の封筒に入るように折り曲げ可）。

イ 返信用封筒（受験願書等返信用）

- ・ 角形2号（240mm×332mm、マチなし）の封筒に、205円分の郵便切手（超過分の切手代の返金はできません。）を貼ってください。
- ・ 宛先（受験願書等送付先）の郵便番号、住所及び氏名を明記してください。
- ・ 「折り曲げ厳禁」と朱書きしてください。

ロ 氏名及び日中確実に連絡が取れる電話番号（取り急ぎ照会する必要がある場合に使用します。）に記載した用紙（任意の様式で可）

③ 受験願書等の請求後、一定期間経過しても届かない場合は、郵便で請求を行った財務局理財課等（試験地が東京都の場合は、公認会計士試験関東事務局）までお問い合わせください。

(4) インターネットにより願書を提出する場合

下記 **3. 受験願書の提出** (1) により、インターネット出願する場合は、必ずしも紙媒体の受験願書を手に入れていただく必要はありません。

なお、インターネット出願する場合であっても、出願に際しては、必ず受験案内を確認してください。

3. 受験願書の提出

第Ⅱ回短答式試験に出願する場合は、下記(1)インターネット出願又は(2)書面による出願の方法により願書を提出してください。

(注1) 短答式試験の全科目免除者(司法試験合格者等(P.18 **10. 免除申請書の添付書類・提出期限**) (1)①～④に該当する者))、「平成27年公認会計士試験」及び「平成28年公認会計士試験」における短答式試験の合格者並びに旧第2次試験合格者等の短答式試験みなし合格者は、第Ⅱ回短答式試験に出願してください。

(注2) 平成29年第Ⅰ回短答式試験の合格者は、平成29年第Ⅱ回短答式試験の全科目免除者として出願することはできません。

(注3) 身体に障害がある者、妊娠中の者等、受験時に特別な措置を希望する者は、**原則としてインターネット出願又は書面による出願の前に**、公認会計士・監査審査会事務局総務試験室試験担当係に申し出てください(受験案内の裏表紙 問合せ先参照)。

(1) インターネット出願

第Ⅱ回短答式試験に出願できる者のうち、下記AからCに**該当しない者**は、インターネットにより願書を提出することができます。

A：会計専門職大学院修了見込者(平成29年3月をもって、修士(専門職)の学位の取得が見込まれる者)としての免除の適用を受けようとする者

B：旧第2次試験合格者として短答式試験みなし合格及び論文式試験科目免除の適用を受けようとする者

C：論文式試験の全科目免除の適用を受けようとする者

(注) AからCに該当する者は、書面により願書を提出してください。

① 受付期間 平成29年2月10日(金) 10:00頃～平成29年3月2日(木) 23:59(期限厳守)

インターネットによる願書の提出については、書面により願書を提出する場合と比べて**願書受付期間を6日間延長**していますが、受付期間終了間際に手続を行った場合、申込みが集中しアクセスに時間が掛かるなどにより願書の提出が期間内に完了しない可能性がありますので、**十分な余裕を持って手続を行ってください。**

② 提出方法

公認会計士・監査審査会ウェブサイト(<http://www.fsa.go.jp/cpaaoob/index.html>)から、**公認会計士試験インターネット出願サイト**にアクセスして願書を提出してください。

インターネット出願を利用する場合のID登録には、出願者の電子メールアドレスが必要となりますのであらかじめ準備してください。なお、ID登録は、出願ごとに必要となりますので、以前にインターネットにより出願した場合であっても、平成29年第Ⅱ回短答式試験に出願する場合は、あらためてID登録が必要となります。

(注) インターネット出願で使用したメールアドレスは**変更しないでください**。メールアドレスを変更した場合、インターネット出願サイトから送付される案内等を受け取ることができなくなりますので御注意ください。

インターネット出願サイトの指示に従い必要事項を入力した後、下記③の**受験手数料の電子納付が行われることにより願書が受理されます。**

必要事項の入力の際に使用できる漢字は、JIS漢字コード第一水準及び第二水準のものとなります。氏名等にそれ以外の漢字が含まれている場合は、置き換え可能な文字で入力してください。なお、入力された氏名等は、入力された文字のとおり、受験票や合格証書等に記載されます。

願書提出後は受験局（試験地）の変更はできません。

③ 受験手数料の電子納付

インターネット出願を利用した場合の受験手数料の納付は、電子納付に限ります。納付方法はペイジー（Pay-easy）により行ってください。ペイジーによる納付は、銀行・郵便局等の金融機関のATM（現金自動預払機）又はインターネットバンキングから行うことができますが、金融機関の窓口では行うことができません。ペイジーが使える金融機関やその他ペイジーについての詳細は、日本マルチペイメントネットワーク推進協議会のウェブサイト（<http://www.pay-easy.jp/>）を御覧ください。ペイジーが使えるATMについては、それぞれの金融機関のウェブサイトをお問い合わせください。ATMでの納付後に出力される明細票は、受験票を出力するまで保管してください。

インターネット出願サイトで必要事項を入力すると受験手数料の電子納付に必要な納付番号等が発行されますので、当該納付番号等を用いて**平成29年3月3日（金）（期限厳守）までに19,500円（公認会計士法施行令第6条）を電子納付してください。**期限までに電子納付されない場合、出願は不受理となります。

なお、納付された受験手数料は、受験しなかった場合においても還付しません（公認会計士法第11条第2項）。

④ 出願時の提出書類

インターネット出願を利用した場合、原則として、書類の提出は必要ありません。なお、一部科目免除等の適用を受ける場合、免除通知書番号等の入力が必要となります。

⑤ 受験票・写真票のダウンロード

受験手数料の電子納付により願書が受理された場合、平成29年3月下旬に出願者に対して、電子メールやインターネット出願サイトで受験票及び写真票のダウンロード方法を案内しますので、**ダウンロード可能期間中にインターネット出願サイトにアクセスして受験票及び写真票のダウンロード**を行ってください（期限を過ぎるとダウンロードできません）。

なお、試験当日には、紙媒体の受験票及び写真票（写真を貼付したもの）が必要となりますので、**受験者はダウンロードしたデータをA4サイズの白紙用紙に印刷し、受験票及び写真票に記載されている方法でそれぞれ作成（折り畳み及びのり付け）**してください。作成後の受験票及び写真票は、いずれも縦21cm×横10cm程度の大きさとなります。

写真票には以下の規格の写真1枚を貼付してください。また、写真の裏面には氏名を記入の上、裏面全体をのり付けしてください。

- ・大きさが、**縦4.5～5cm×横3.5～4cm**のもの
- ・白黒、カラーのいずれも可
- ・最近3か月以内に撮影したもの
- ・脱帽・正面向・上半身像で背景が無地のもの
- ・人物像がおおむね写真票中に示した大きさのもの
- ・受験時に眼鏡を使用する場合は眼鏡をかけて撮影したもの

上記の規格の一つでも合わないものや、不鮮明なもの、コピー用紙に印刷したもの等、受験用写真として不適当なものは認められません。

(2) 書面による出願

① 受付期間 平成29年2月10日（金）～平成29年2月24日（金）（消印有効、期限厳守）

（注）受付期間最終日を過ぎて提出された受験願書は受理しません。

② 提出先

下記⑤の出願時の提出書類を、受験を希望する試験地を管轄する財務局理財課等（試験地が東京都の場合は、公認会計士試験関東事務局）宛てに提出してください（P.13 7. 試験地、受験願書等配付場所・提出先 参照）。

なお、願書提出後は受験局（試験地）の変更はできません。

③ 提出方法

イ 受験願書を提出する際は、所定の「受験願書提出用封筒」を使用してください。

（注）P.27 13. 受験願書提出用封筒の記載例 を参照して、必要事項を記入してください。

ロ 「受験願書提出用封筒」には、受験願書とともに、必ず82円分の郵便切手（超過分の切手代の返金はできません。）を貼付した所定の「受験票返信用封筒」を同封してください。その際、「受験票返信用封筒」に宛先は記載しないでください。

ハ 受験願書に不備がないかを再度確認してください（下記「④受験手数料」及び次頁「⑤出願時の提出書類」についても再度確認してください。）。

ニ 受験願書は、財務局理財課等に直接持参されても受理しません。受験を希望する試験地を管轄する財務局理財課等（試験地が東京都の場合は、公認会計士試験関東事務局）宛てに、郵便局の窓口で必ず簡易書留扱いにして郵送してください。

④ 受験手数料

19,500円分（公認会計士法施行令第6条）の収入印紙を、受験願書の所定の欄内に重ならないように貼付してください（消印しないこと。）。なお、納付された受験手数料は、受験しなかった場合においても還付しません（公認会計士法第11条第2項）。

⑤ 出願時の提出書類

書類名	作成上の注意事項等
受験願書 (含む受験整理表)	受験する本人について正しく記入してください。 氏名及び生年月日は、記入されたとおり、合格証書等に記載されます。 記入する際は、P.25 12. 受験願書の記載例 を参照してください。
受験願書 (控)	1. 各記入項目とも、受験願書と相違のないように記入してください。 2. 写真は 同じものを2枚 用意し、受験願書 (控) と写真票に貼付してください。
写真票	1. 必要事項を必ず記入してください。 2. 写真の裏面に氏名を記入の上、裏面全体をのり付けしてください。 3. 写真の規格 (1) 大きさが、 縦4.5～5 cm×横3.5～4 cm のもの (2) 白黒、カラーのいずれも可 (3) 最近3か月以内に撮影したもの (4) 脱帽・正面向・上半身像で背景が無地のもの (5) 人物像がおおむね写真票中に点線で示した大きさのもの (6) 受験時に眼鏡を使用する場合は眼鏡をかけて撮影したもの 上記の規格に一つでも合わないものや、不鮮明なもの、コピー用紙に印刷したもの等、受験用写真として不適当なものは認められません。
受験票	必要事項を必ず記入してください (受験票の裏面にも住所等を記入すること)。
受験票返信用封筒	所定の「受験票返信用封筒」を必ず同封してください (必ず82円分の郵便切手 (超過分の切手代の返金はできません) を貼付し、宛先は記入しないこと)。
【免除資格取得者等の場合】 免除通知書等のコピー (一部原本の場合あり)	次の区分に従い、免除資格を取得していること等を証する書面のコピー (白黒コピーに限る) 又は原本を添付してください。書面が添付されていない場合には、免除を受けることができません。なお、書面のコピー又は原本はA4版としてください (A4版でないものは、A4用紙に貼付すること)。 (1) 平成27年試験以降の短答式試験の合格者 (P.14 8. 試験免除等 参照) 「公認会計士試験短答式試験合格通知書」のコピー (2) 平成27年試験以降の論文式試験の一部科目免除資格取得者 (P.14 8. 試験免除等 参照) 「公認会計士試験論文式試験一部科目免除資格通知書」のコピー (注) 「公認会計士試験論文式試験成績通知書」は、免除資格を取得していること等を証する書面には該当しません。 (3) 旧第2次試験合格者 (P.14 8. 試験免除等 参照) 旧第2次試験の「合格証書」のコピー (4) その他の免除資格取得者 (P.15 9. 試験免除の申請手続 参照) 「公認会計士試験免除通知書」のコピー (5) 会計専門職大学院修了見込者 (平成29年3月修了見込みの者) (P.20 (注) 以降参照) 「通知書 (条件付免除通知書)」の原本 ・上記(2)(4)の場合 免除資格を取得している試験科目のうち、今回の試験で免除を受けずに「受験する科目」があるときは、添付する免除通知書等のコピーに記載された「免除を受けられる科目」のうち、今回「受験する科目 (免除を受けない科目)」を必ず二重線で抹消してください。 ・上記(3)の場合 免除資格を取得している論文式試験科目のうち、今回の試験で免除を受けずに「受験する科目」があるときは、添付する「合格証書」のコピーの任意の箇所に「○○科目については受験します」と必ず朱書きしてください。 (注1) 「短答式試験合格通知書」、「論文式試験一部科目免除資格通知書」、「免除通知書」及び旧第2次試験「合格証書」は、再発行できません。これらの書類を紛失した場合は、申請に基づき、各種「証明書」を発行しますので、当該証明書のコピーを受験願書に添付してください (P.23 11. 証明書の発行手続 参照)。 (注2) 受験願書に記載した氏名と上記(1)～(5)の添付書類の氏名が異なる場合は、氏名が変更になったことを証明する書類として、必ず戸籍抄本 (コピー不可) を添付してください。 (注3) 上記(1)～(5)の添付書類は、当該添付書類に記載されている日付が、受験願書受付期間最終日 (平成29年2月24日 (金)) までのものを有効とします。 (注4) 添付書類としてコピーしたものを提出する場合、印刷が不鮮明なものは再提出をお願いすることとなりますので、鮮明に印刷された書類を提出してください。

(注1) 受験願書、受験願書 (控)、写真票及び受験票の記入に当たっては、ボールペン又は万年筆 (**いずれも黒インクに限る**。消しゴム等でインクが消えるボールペンは不可) を使用し、誰でも分かるような字で丁寧に記入してください。

(注2) 受験願書、受験手数料及び提出書類に不備や表記の誤りがあるものは受理できません。受験案内(P.25 **12. 受験願書の記載例** 等)をよく読み、誤りや漏れがないよう注意して、楷書で丁寧に記入してください。

⑥ 受験票の送付

原則として、平成29年3月下旬～4月上旬に、財務局理財課等(試験地が東京都の場合は、公認会計士試験関東事務局)から受験票を送付する予定です。

(注) 会計専門職大学院修了見込者については、「修得・修了証明書」の提出を確認後、平成29年4月下旬に、公認会計士・監査審査会事務局から受験票を送付します(P.20(注)以降参照)。

(3) 願書の提出に係る注意事項(インターネット出願・書面による出願共通)

- ① 受験願書受理後、必要と認められる場合は、本人確認書類の提出を求めることがあります。本人確認書類が提出されない場合又は提出された書類で本人確認ができない場合は、受験票は交付されません(インターネット出願の場合は、受験票のダウンロードができません)。
- ② 受験願書等に記載・入力等された個人情報、公認会計士試験の実施及び統計目的以外に使用しません。ただし、合格者の個人情報については、公認会計士となるための手続における本人確認のために日本公認会計士協会及び内閣総理大臣の認定する実務補習団体等へ提供するほか、当局による意識調査のためのアンケートに使用することがあります。
- ③ 出願時において、受験願書等に記載・入力等した現住所が転居等により変更となる予定がある場合は、「住所等変更届出書」(P.30 **様式第6号**)に転居先及び変更(予定)年月日を記入(受験番号欄は記入しないでください。)し、提出してください。その際、書面による出願の場合は受験願書に同封して提出し、インターネット出願の場合は受験を希望する試験地を管轄する財務局理財課等(試験地が東京都の場合は、公認会計士試験関東事務局)宛てに郵送してください。また、転居の際には、必ず郵便局に転居届を提出してください。転居届を提出していない場合、受験票等の書類が届かないことがあります。
- ④ 短答式試験受験時の受験票は、短答式試験が終了しても、論文式試験において必要になりますので、大切に保管しておいてください。受験票を紛失した場合は、受験願書を提出した財務局理財課等(試験地が東京都の場合は、公認会計士試験関東事務局)に申し出てください(P.13 **7. 試験地、受験願書等配付場所・提出先** 参照)。

4. 受験上の注意事項

(1) 携行品

試験中は、以下に掲げるもの以外は、机上及び机の中に置かずに、全てかばん等の中にしまい、足下に置いてください。衣服のポケット等にも入れないでください。なお、かばん等は必要でないものを全て収納することができ、口が閉まるもの、床の上に置いてよいものを使用してください。指示に従わない場合は、不正受験とみなすことがあります。

なお、試験中、試験官が必要と認めた場合は、携行品の確認をすることがあります。

① 受験票

受験票を所持しない者の受験は認めません。着席時刻以降、試験官に見えるように机上に置いてください。

② 写真票(インターネット出願をした者のみ)

インターネット出願をした者については、最初の科目の受験時に写真票を回収しますので、着席時刻以降、受験票と並べて試験官に見えるように机上に置いてください。なお、写真票を

提出しない者の受験は認めません。

③ 筆記用具

答案の筆記には次のものを使用してください。

【短答式試験】

黒鉛筆（B又はHB）及びプラスチック製消しゴム

（注）シャープペンシルの使用も認めますが、芯は黒のB又はHBとします。これらのもの以外でマークした答案は採点されないことがあります。なお、問題用紙に使用する場合には、蛍光ペン、色鉛筆及び色付ボールペンの使用を認めますが、短答式試験においては修正液及び修正テープの使用は認めません。

【論文式試験】

ボールペン又は万年筆（いずれも黒インクに限る。消しゴム等でインクが消えるボールペンは不可。）並びに修正液及び修正テープ（白色に限る。）

（注）黒インクのボールペン又は万年筆以外のもので記入した答案は採点されないことがあります。なお、問題用紙に使用する場合には、黒鉛筆、シャープペンシル、プラスチック製消しゴム、蛍光ペン、色鉛筆及び色付ボールペンの使用を認めます。

④ その他

・算盤又は電卓（次頁の基準を満たすものに限る。） 1台

・時計（腕時計を含む。）又はストップウォッチ 1個

（注）計時機能のみを有するものに限ることとし、通信機能、撮影機能等を有するものの使用は禁止します。また、アラーム等の音（音階、音声等）を発する機能の使用は禁止します。

・ホッチキス

・定規

・耳栓

（注）試験中の耳栓の使用は認めますが、注意事項等の説明時の使用は認めません。耳栓の使用により注意事項等を聞き漏らした場合でも、再度の説明は行いません。

・ふた付ペットボトル入り飲料（500ml以下のもの1本。缶入り飲料は不可。）

（注）原則、試験中の飲食は禁止ですが、上記のものに限り、試験中机の上に置いて飲むことを認めます。1本目を飲み終わった場合には、試験官の許可を得て、ペットボトルを交換し机の上に置いた上で飲むことを認めます。なお、ペットボトルカバーの使用は認めません。試験中、500mlより大きいものや複数のペットボトルを机の上に置いている場合、撤去されることがあります。

電卓の使用基準

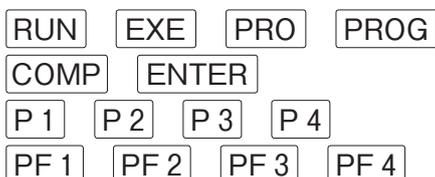
電卓は、以下の①～⑥の基準の全てを満たすものに限ります。

下記基準に適合するかどうかは、試験官が試験場において判定し、適合しないと判定したものについては、使用を禁止します。なお、いかなる場合でも、電卓は貸与しません。

- ① 電源内蔵式で、音（音階、音声等）を発しないもの
- ② 数値を表示する部分がおおむね水平であるもの
- ③ 外形寸法がおおむね縦20cm×横20cm×高さ5cmを超えないもの
- ④ ケースやカバーが付いていないもの（付いている電卓は取り外すこと）
- ⑤ 計算機能以外の機能を有しないもの
- ⑥ 以下に掲げる機能を有しないもの

イ プログラム入力・記憶機能

例えば次に示すようなキーのあるもので、プログラム入力・記憶機能を有しているものは、試験場での使用を不可とします。



ロ いわゆる関数電卓機能

例えば次に掲げる機能はいわゆる関数電卓機能に当たるものとし、これらの機能を有しているものは、試験場での使用を不可とします。

- ・ sin、cos、tan、log、べき乗、 Σ 、微積分、行列等の表示・計算機能
- ・ 金利計算機能

ハ 紙に記録する機能

ニ 漢字・カナ・英字入力機能

(注) 例えば以下の機能は上記イ～ニの機能に該当しないため、試験場での使用は可とします。

- ・ GT、C、AC、MC、MR、M+、M-、RV、 $\sqrt{\quad}$ 、%
- ・ 税計算機能（税込、税抜計算ができる機能）
- ・ 日数計算機能（期間計算や期日計算ができる機能）
- ・ 時間計算機能（時・分・秒の加減乗除ができる機能）
- ・ 換算機能（通貨、単位など任意の換算レートを設定して換算できる機能）
- ・ カウンター付演算状態表示機能（入力件数の多い計算でも入力した数値の個数や演算状態の表示により計算過程の確認が一目でできる機能）
- ・ アンサーチェック（検算）機能（1回前の計算結果と答えを自動的に照合できる機能）
- ・ キーロールオーバー（早打ち）機能（先に押したキーから指を離す前に次のキーを押しても入力を受け付ける機能）
- ・ 計算続行機能（計算の中断で消えた画面を再表示する機能）
- ・ オートレビュー機能（自動的に計算過程の確認と訂正ができる機能）

(2) 注意事項

- ① 各科目の試験開始前に試験問題の配付、注意事項等の説明及びインターネット出願者の写真票の回収を行いますので、**試験開始時刻の20分前までに必ず着席してください**。なお、交通機関が天候等の影響により遅延するおそれがありますので、試験当日は、時間に余裕をもって試

験場に到着するようにしてください。

- ② 節電対策や空調設備等により着席位置によっては寒暖の差が生じる可能性がありますので、服装には十分注意してください。
- ③ 試験中に日常生活騒音等（試験官の巡回による足音や監督業務上必要な打合せ等による話し声のほか、航空機、自動車、風雨、空調、周囲の受験者の咳、くしゃみ及び鼻をすする等の音、照明の点滅など）が発生した場合でも救済措置は行いません。
なお、風邪気味等により、咳・くしゃみ等が出るおそれのある受験者は、マスクを着用するなど、周囲の受験者に迷惑を掛けないよう注意してください。
- ④ 原則、試験中の中途退室はできませんが、試験時間が120分以上の科目は、試験開始60分経過後から試験終了10分前までの間、答案用紙を提出した上で中途退室することができます（ただし、災害等により試験開始時刻を変更する試験地が発生した場合には中途退室を認めない場合があります。）。なお、退室する際は、必ず挙手し、トイレ等による一時離席でないことを明示の上、試験官の指示に従ってください。
- ⑤ 試験終了後、試験場全体の答案用紙の確認が完了するまで、試験室からの退室はできません。試験官が指示するまで絶対に席を立たないでください。
- ⑥ 試験問題及び試験用法令基準等は、試験終了後に持ち帰ることを認めます（短答式試験及び論文式試験ともに、中途退室時の持ち帰りは認めません。）。なお、免除科目及び欠席科目については、試験問題及び試験用法令基準等の持ち帰りは認めません。
- ⑦ 着席時刻以降は、試験官の指示に従ってください。試験中においても、試験官が必要と認めた場合は、携行品等の確認をすることがあります。試験官の指示に従わない場合は、不正受験とみなすことがあります。
- ⑧ 試験問題及び答案用紙は必ず机の上に置いてください。机の上に置かず椅子や机の下等に置いた場合は、不正受験とみなすことがあります。
- ⑨ 携帯電話、ウェアラブル端末等の通信機器の使用はできません。必ず電源を切ってください。携帯電話、ウェアラブル端末等を時計として使用することも禁止します。試験中に携帯電話等の着信音等が鳴った場合は、不正受験とみなすことがあります。携帯電話等の取扱いについては、試験官の指示に従ってください。
- ⑩ 周囲に迷惑を掛けるなど、適正な試験の実施に支障を来す行為を行った場合は、不正受験とみなすことがあります。
- ⑪ 不正受験については、次のような処分が行われることがあります（公認会計士法第13条の2）。
 - イ 合格決定の取消し又は受験の禁止
 - ロ 上記イの処分を受けた者に対する3年以内の受験の禁止

5. 出願後の受験願書記載事項の変更

(1) 氏名、住所又は連絡先の変更（インターネット出願・書面による出願共通）

- ・変更があった場合には速やかに、試験地を管轄する財務局理財課等（試験地が東京都の場合は、公認会計士試験関東事務局）宛てに「住所等変更届出書」（P.30 様式第6号）を提出してください（P.13 7. 試験地、受験願書等配付場所・提出先 参照）。
- ・変更届出書には、受験局、受験番号、氏名（ふりがな）及び生年月日を明記の上、変更のあった事項を記入してください（住所に変更があった場合、変更後の「郵便番号」、「連絡先」も必ず記入してください。）。
- ・変更（予定）年月日も必ず記入してください。
- ・変更届出書には、本人確認できる書類（運転免許証等）をA4用紙にコピーしたものを添付し

てください。

- ・氏名に変更があった場合は、氏名が変更になったことを証明する書類として、必ず戸籍抄本（コピー不可）を添付してください。
- ・住所に変更があった場合は、必ず郵便局に転居届を提出してください。

(2) 選択科目の変更

選択科目の変更は認めません。

(3) 受験局（試験地）の変更

受験局（試験地）の変更は認めません。

(4) 受験願書の取下げ

提出された受験願書の取下げは認めません。

6. 合格発表

(1) 発表予定日

〔第Ⅱ回短答式試験〕

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 掲示・インターネット | 平成29年6月23日（金） |
| ② 官報 | 平成29年6月28日（水） |
| ③ 郵送（合格通知書） | 平成29年7月上旬頃 |

〔論文式試験〕

- | | |
|------------------|----------------|
| ① 掲示・インターネット | 平成29年11月17日（金） |
| ② 官報 | 平成29年11月22日（水） |
| ③ 郵送（合格証書・各種通知書） | 平成29年11月下旬頃 |

(2) 発表方法

短答式試験合格者	(掲 示) 各財務局等において「受験番号」を掲示 (インターネット) 公認会計士・監査審査会ウェブサイト「受験番号」を掲載 (官 報) 「受験番号」を公告 (郵 送) 該当者に「合格通知書」を郵送
論文式試験合格者	(掲 示) 各財務局等において「受験番号」及び「氏名」を掲示 (インターネット) 公認会計士・監査審査会ウェブサイト「受験番号」を掲載 (官 報) 「受験番号」及び「氏名」を公告 (郵 送) 該当者に「合格証書」を郵送
論文式試験 一部科目免除資格 取得者	(インターネット) 公認会計士・監査審査会ウェブサイト「受験番号」を掲載 (郵 送) 該当者に「論文式試験一部科目免除資格通知書」を郵送
論文式試験受験者	(郵 送) 「論文式試験成績通知書」を郵送

(注) 電話による可否及び受験番号の問合せには一切応じません。

7. 試験地、受験願書等配付場所・提出先

試験地	受験願書等配付場所 ・提出先		郵便番号	所在地/ウェブサイト	連絡先
	郵便請求 ・提出先	公認会計士試験 関東事務局			
東京都	郵便請求 ・提出先	公認会計士試験 関東事務局	170-8691	日本郵便株式会社 東京豊島郵便局 私書箱14号	03-5764-1462
	受験願書 等配付場所 ※郵便請求・提出 先ではありません。	公認会計士 ・監査審査会 事務局	100-8905	東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館西館2F(ロビー) http://www.fsa.go.jp/cpaaob/index.html	03-5251-7295
		関東財務局 理財第1課	330-9716	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館15F http://kantou.mof.go.jp/	048-600-1117
大阪府	近畿財務局理財第1課		540-8550	大阪市中央区大手前4-1-76 http://kinki.mof.go.jp/	06-6949-6366
北海道	北海道財務局理財課		060-8579	札幌市北区北8条西2 http://hokkaido.mof.go.jp/	011-709-2311
宮城県	東北財務局理財課		980-8436	仙台市青葉区本町3-3-1 http://tohoku.mof.go.jp/	022-263-1111
愛知県	東海財務局理財課		460-8521	名古屋市中区三の丸3-3-1 http://tokai.mof.go.jp/	052-951-1790
石川県	北陸財務局理財課		921-8508	金沢市新神田4-3-10 http://hokuriku.mof.go.jp/	076-292-7851
広島県	中国財務局理財課		730-8520	広島市中区上八丁堀6-30 http://chugoku.mof.go.jp/	082-221-9221
香川県	四国財務局理財課		760-8550	高松市中野町26-1 http://shikoku.mof.go.jp/	087-831-2131
熊本県	九州財務局理財課		860-8585	熊本市西区春日2-10-1 http://kyusyu.mof.go.jp/	096-353-6351
福岡県	福岡財務支局理財課		812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1 http://fukuoka.mof.go.jp/	092-411-5075
沖縄県	沖縄総合事務局理財課		900-8530	那覇市おもろまち2-1-1 http://www.ogb.go.jp/zaimu/index.html	098-866-0092

(注1) 東京都を試験地とする受験者の受験願書等の郵便請求及び受験願書の提出並びにこれらに関連する照会先は、公認会計士試験関東事務局ですので、標記送付先、連絡先をよく確認の上、間違えることのないよう御注意ください。

また、公認会計士・監査審査会事務局、関東財務局理財第1課においては、受験願書等の窓口配付は行いますが、郵便による受験願書等の請求及び受験願書の提出の受付は行いません。

(注2) 受験願書等の配付を郵便で請求する場合は、各財務局等の「局名」(例:「近畿財務局」)だけでなく、必ず「担当課名」(例:「近畿財務局理財第1課」)までを請求先として記載してください。

(注3) 試験場については、試験期日の約1か月前に、官報で公告するとともに、公認会計士・監査審査会ウェブサイトで公表します。同一試験地に複数の試験場がある場合は、各財務局等から試験場を通知します。試験場を間違えると受験できませんので、必ず試験前に確認してください。試験場の変更は認めません。

8. 試験免除等

公認会計士法の規定に基づく試験免除等については、次の区分により免除申請等を行ってください。

(1) 試験免除等の区分

- ① 平成27年試験以降の短答式試験合格者に対する免除
- ② 平成27年試験以降の論文式試験一部科目免除資格取得者に対する科目免除
- ③ 旧公認会計士試験第2次試験合格者に対する免除等（経過措置）
- ④ その他の免除資格取得者に対する免除

(2) 申請方法

免除等の該当者	免除等の内容	申請方法																		
① 平成27年試験以降の短答式試験合格者	<p>【短答式試験の免除（2年間）】 合格した短答式試験に係る合格発表の日から起算して2年を経過する日までに行われる短答式試験が免除されます。（例えば平成27年第I回短答式試験の合格者は、「平成28年公認会計士試験」及び「平成29年公認会計士試験」における短答式試験が免除の対象になります。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・書面出願の場合 受験願書に「公認会計士試験短答式試験合格通知書」のコピーを添付して出願 ・インターネット出願の場合 出願サイトの指示に従い、「公認会計士試験短答式試験合格通知書」の番号を入力して出願 <p>※いずれの場合も、「公認会計士試験免除申請書」による免除申請の手続は不要です。</p>																		
② 平成27年試験以降の論文式試験一部科目免除資格取得者	<p>【論文式試験における当該科目の免除（2年間）】 一部科目免除資格を取得した論文式試験に係る合格発表の日から起算して2年を経過する日までに行われる論文式試験における当該科目が免除されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・書面出願の場合 受験願書に「公認会計士試験論文式試験一部科目免除資格通知書」のコピーを添付して出願 ・インターネット出願の場合 出願サイトの指示に従い、「公認会計士試験論文式試験一部科目免除資格通知書」の番号を入力して出願 <p>※いずれの場合も、「公認会計士試験免除申請書」による免除申請の手続は不要です。</p>																		
③ 旧公認会計士試験第2次試験合格者	<p>【短答式試験のみなし合格】 短答式試験に合格した者とみなされます。</p> <p>【論文式試験の科目免除】 旧第2次試験の論文式試験において受験した科目が免除されます。 ※受験した試験科目の区分に応じ、以下のとおり試験科目の免除を受けることができます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>受験した科目</th> <th>⇒</th> <th>免除科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会計学</td> <td>⇒</td> <td>会計学</td> </tr> <tr> <td>商法</td> <td>⇒</td> <td>企業法</td> </tr> <tr> <td>経営学</td> <td>⇒</td> <td>経営学</td> </tr> <tr> <td>経済学</td> <td>⇒</td> <td>経済学</td> </tr> <tr> <td>民法</td> <td>⇒</td> <td>民法</td> </tr> </tbody> </table>	受験した科目	⇒	免除科目	会計学	⇒	会計学	商法	⇒	企業法	経営学	⇒	経営学	経済学	⇒	経済学	民法	⇒	民法	<p>書面の受験願書を提出する際、旧第2次試験の「合格証書」のコピーを添付して免除申請を行います。</p> <p>※原則として「公認会計士試験免除申請書」による免除申請の手続は不要です。ただし、旧第2次試験の論文式試験において免除を受けた科目がある場合は、当該科目について、「公認会計士試験免除申請書」(P.28 様式第1号)による再度の免除申請が必要です。(P.23 ①参照)</p> <p>(注) 旧第2次試験合格者として免除を受けようとする場合、インターネットによる出願はできません。</p>
受験した科目	⇒	免除科目																		
会計学	⇒	会計学																		
商法	⇒	企業法																		
経営学	⇒	経営学																		
経済学	⇒	経済学																		
民法	⇒	民法																		

	免除等の該当者	免除等の内容	申請方法
④	その他の免除資格取得者	【短答式試験の全部免除】 【短答式試験の一部科目免除】 【論文式試験の一部科目免除】	P.15 9. 試験免除の申請手続 及びP.18 10. 免除申請書の添付書類・提出期限 参照

(注1) 免除申請の添付書類としてコピーしたものを提出する場合、印刷が不鮮明なものは再提出をお願いすることとなりますので、鮮明に印刷された書類を提出してください。

(注2) 一部科目免除等に必要となる「短答式試験合格通知書」、「論文式試験一部科目免除資格通知書」、旧第2次試験「合格証書」及びその他の「免除通知書」は、再発行できません。紛失した場合は、P.23 **11. 証明書の発行手続** を参照して、証明書の発行申請を行ってください。

9. 試験免除の申請手続

平成29年第Ⅱ回短答式試験の出願に際して、上記(2)④その他の免除資格取得者として、試験の一部科目免除等を受けようとする者は、申請期限までに、下記(1)書面による免除申請又は(2)インターネットによる免除申請のいずれかの方法により免除申請を済ませておくことが必要です。

平成18年以降に免除手続が済んでいる場合、いずれの免除事由についても、再度の免除申請は不要ですが、旧公認会計士試験制度の下で平成17年以前に免除を受けている場合は、再度の免除申請が必要になります（公認会計士・監査審査会事務局総務試験室試験担当係に照会してください）。

(1) 書面による免除申請

① 申請方法

書面による免除申請を行う場合は、以下の手続により、必要書類を郵送してください。

申請書送付先	公認会計士・監査審査会事務局総務試験室試験担当係 〒100-8905 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館 (TEL03-5251-7295)
提出方法	(1)封筒の表に「公認会計士試験 免除申請書在中」と朱書きしてください。 (2)上記封筒には、必ず次の返信用封筒を同封してください。 ・大きさが、おおむね120mm×235mm（長形3号）のもの ・簡易書留又は特定記録郵便扱いとし、必要金額分（簡易書留392円、特定記録郵便242円）の郵便切手（超過分の切手代の返金はできません。）を貼り、「簡易書留」等と明記してください。 ・宛先（申請者）の郵便番号、住所及び氏名を明記してください。 (3)公認会計士・監査審査会事務局総務試験室試験担当係宛てに郵送してください（簡易書留に限ります。）。
提出期限	書面による免除申請は、随時受け付けていますが、平成29年第Ⅱ回短答式試験に出願するために免除申請を行う場合は、審査に時間を要するものがあるため、免除事由ごとに定められた提出期限（消印有効）までに免除申請書を提出する必要があります。 詳細は、P.18 10. 免除申請書の添付書類・提出期限 を参照してください。

提出書類	<p>(1)公認会計士試験免除申請書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P.28 14. 各種様式 の記載例を参考に、必要事項を記入してください（旧司法試験第2次試験合格者は、免除申請書の様式に注意してください（P.28下段参照））。 ・ 免除申請書には日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。 <p>(2)添付書類として、免除を受ける資格を有することを証する書面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細は、P.18 10. 免除申請書の添付書類・提出期限 を参照してください。 ・ 書類はコピーの提出が認められた場合を除き、原本を添付してください。 ・ 封入された証明書等は、事前に開封し、記載事項を確認した上で提出してください。
------	--

(注1) 免除申請書に必要な書類が添付されていない場合や添付書類に不備がある場合には、免除通知書の交付が受験願書提出期限に間に合わない場合があります。

(注2) 他の国家試験の合格証書等のコピーが添付された免除申請書に関しては、当該試験の実施機関に照会する場合があります。

② 免除通知書の送付

免除申請に基づく審査の結果、免除を認めることとした者に対しては、免除通知書を送付します。

なお、審査結果を通知した後においては、**免除申請書及び添付書類は返戻しません。**

(注1) 書面により出願する場合、添付書類として免除通知書のコピーを提出する必要があります。その場合、受験願書の「**⑮その他の免除通知書番号**」に、上記の免除通知書の番号を記入してください。インターネットによる出願の場合は、出願事項入力画面に従い、免除通知書の番号を入力してください（添付書類としての提出は不要です）。

(注2) 免除通知書は再発行できません。免除通知書を紛失した場合は、申請により、免除証明書の発行を受けてください（P.23 **11.証明書の発行手続** 参照）。

(注3) 免除通知書に有効期限はありませんので、公認会計士試験合格まで大切に保管してください。

(2) インターネットによる免除申請

以下のイからハの免除事由については、インターネットを利用して免除申請を行うことができます。

イ 短答式試験の全部免除のうち

- ・ 高等試験本試験合格者
- ・ 司法試験合格者及び旧司法試験第2次試験合格者

ロ 短答式試験の一部科目免除のうち

- ・ 税理士となる資格を有する者又は税理士試験の試験科目のうち簿記論及び財務諸表論の2科目について基準（満点の60パーセント）以上の成績を得た者（基準以上の成績を得たものとみなされる者を含む。）
- ・ 会計専門職大学院において、(i)簿記、財務諸表その他の財務会計に属する科目に関する研究、(ii)原価計算その他の管理会計に属する科目に関する研究、(iii)監査論その他の監査に属する科目に関する研究により、上記(i)に規定する科目を10単位以上、(ii)及び(iii)に規定する科目をそれぞれ6単位以上履修し、かつ、上記(i)から(iii)の各号に規定する科目を合計で28単位以上履修した上で修士（専門職）の学位を授与された者

ハ 論文式試験の一部科目免除のうち

- ・ 高等試験本試験合格者
- ・ 司法試験合格者及び旧司法試験第2次試験合格者

- ・不動産鑑定士試験合格者及び旧鑑定評価法の規定による不動産鑑定士試験第2次試験合格者
- ・税理士となる資格を有する者

① 受付期間 平成29年2月6日（月）～平成29年2月17日（金）

（注）上記の期間以外については、書面による免除申請を行ってください。

② 申請方法

対象となる免除事由ごとに定められた期限までに、公認会計士・監査審査会ウェブサイトのリンクから、[公認会計士試験インターネット出願サイト](#)にアクセスして、当該サイトに従い免除申請を行ってください。

インターネットによる免除申請を行う場合、願書の提出手続と同様、申請者の電子メールアドレスが必要となりますのであらかじめ準備してください。

（注）必要事項の入力の際に使用できる漢字は、JIS漢字コード第一水準及び第二水準のものとなります。氏名等にそれ以外の漢字が含まれている場合は、置き換え可能な文字で入力してください。なお、入力された氏名等は、入力された文字のとおり、免除通知書に記載されます。

③ 添付書類の提出

インターネットによる免除申請では、書面による免除申請の場合と同様、[免除事由ごとに定められた提出期限（消印有効）](#)（P.18 [10. 免除申請書の添付書類・提出期限](#) 参照）までに、添付書類を公認会計士・監査審査会事務局宛てに郵送する必要があります。添付書類の提出方法については、P.15(1)書面による免除申請を参照してください。なお、[公認会計士試験インターネット出願サイト](#)で免除申請に係る必要事項の入力が行われた場合であっても、添付書類が提出期限（消印有効）内に提出されなかった場合は、当該免除申請は不受理の取扱いとなります。

④ 免除通知書のダウンロード

免除申請に基づく審査の結果、免除を認めることとした者に対しては、免除通知書を発行します。審査の終了後、免除申請者に対して、電子メールやインターネット出願サイトで免除通知書等のダウンロード方法を案内しますので、ダウンロード可能期間中にインターネット出願サイトにアクセスして免除通知書等のダウンロードを行ってください（期限を過ぎるとダウンロードできません）。

なお、審査結果を通知した後においては、添付書類は返戻しません。

（注1）書面により出願する場合、添付書類として免除通知書のコピーを提出する必要があります。その場合、受験願書の「[⑮その他の免除通知書番号](#)」に、上記の免除通知書の番号を記入してください。インターネットによる出願の場合は、出願事項入力画面において、免除通知書の番号を入力してください（添付書類としての提出は不要です）。

（注2）免除通知書は再発行できません。免除通知書を紛失した場合は、申請により、免除証明書の発行を受けてください（P.23 [11. 証明書の発行手続](#) 参照）。

（注3）免除通知書に有効期限はありませんので、公認会計士試験合格まで大切に保管してください。

10. 免除申請書の添付書類・提出期限

(1) 短答式試験の全部免除

免除申請により、次の①～④のいずれかに該当する者と認められた場合には、短答式試験の全部免除に係る免除通知書の交付を受けることができます。

該当する免除一覧

	短答式試験の全部免除該当者	添付書類	免除申請書提出期限
①	大学等において3年以上商学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった者又は商学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者 (インターネットによる免除申請はできません。)	【教授等の場合】 ①在職(在籍)証明書(3年以上の在職が明らかになるもの) ②講義概要(講義要領、シラバス、教材等のほか授業報告書など、在職3年間の講義の内容が明らかになるもの) ③時間割表(在職3年間) ④学歴及び経歴書 ⑤研究業績一覧 等	平成29年1月23日(月)を目途としますが、免除可否の審査に相当の日数を要する場合がありますので、免除の要件が整い次第提出してください。
②	大学等において3年以上法学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった者又は法学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者 (インターネットによる免除申請はできません。)	【博士号の場合】 ①学歴及び経歴書 ②研究業績一覧 ③博士課程在籍及び成績証明書 ④博士学位論文(コピー可) ⑤博士学位授与証明書 ⑥博士学位審査報告書 等	
③	高等試験本試験合格者 (インターネットによる免除申請ができます。)	【高等試験(司法科)の場合】 法務省発行の合格証明書 【高等試験(行政科)の場合】 内閣府発行の合格証明書	(書面による免除申請) 平成29年 2月9日(木)
④	司法試験合格者及び旧司法試験第2次試験合格者 (インターネットによる免除申請ができます。)	法務省発行の合格証明書	(インターネットによる免除申請) 平成29年 2月17日(金)

(2) 短答式試験の一部科目免除

免除申請により、次の①～③のいずれかに該当する者と認められた場合には、短答式試験の次の科目に係る免除通知書の交付を受けることができます。

該当する免除一覧

	短答式試験の一部 科目免除の該当者	免除科目	添付書類	免除申請書 提出期限
①	<p>税理士となる資格を有する者又は税理士試験の試験科目のうち簿記論及び財務諸表論の2科目について基準（満点の60パーセント）以上の成績を得た者（基準以上の成績を得たものとみなされる者を含む。）</p> <p>（インターネットによる免除申請ができます。）</p>	財務会計論	<p>【税理士となる資格を有する者】</p> <p>①日本税理士会連合会発行の「登録事項証明書」</p> <p>②国税審議会発行の「合格証書（コピー）」等、税理士となる資格を有することを証する書面</p> <p>※①及び②の両方とも提出してください。なお、税理士登録を受けていない者は、公認会計士・監査審査会事務局総務試験室試験担当係に照会してください。</p> <p>【税理士試験における一定の成績取得者】</p> <p>国税審議会発行の「税理士試験等結果通知書（コピー）」等、簿記論及び財務諸表論の2科目について基準以上の成績を得たことを証する書面</p>	<p>（書面による免除申請）</p> <p>平成29年 2月9日（木）</p> <p>（インターネットによる免除申請）</p> <p>平成29年 2月17日（金）</p>
②	<p>会計専門職大学院において、</p> <p>(i)簿記、財務諸表その他の財務会計に属する科目に関する研究</p> <p>(ii)原価計算その他の管理会計に属する科目に関する研究</p> <p>(iii)監査論その他の監査に属する科目に関する研究により、上記(i)に規定する科目を10単位以上、(ii)及び(iii)に規定する科目をそれぞれ6単位以上履修し、かつ、上記(i)から(iii)の各号に規定する科目を合計で28単位以上履修した上で修士（専門職）の学位を授与された者</p> <p>（インターネットによる免除申請ができます（修了見込者を除く）。）</p>	財務会計論、 管理会計論 及び 監査論	<p>修得・修了証明書</p> <p>（履修科目に関して講義の内容などが分かる書類の提出を求める場合があります。）</p> <p>※「成績証明書」「修了証明書」等では受理できません。必ず「修得・修了証明書」を提出してください。</p> <p>なお、平成29年3月をもって、修士（専門職）の学位の取得が見込まれる者は、次頁（注）のとおり2段階の証明書の提出が必要になります。</p>	<p>（書面による免除申請）</p> <p>平成29年 2月9日（木）</p> <p>（インターネットによる免除申請）</p> <p>平成29年 2月17日（金）</p>
③	<p>金融商品取引法に規定する上場会社等、会社法に規定する大会社、国、地方公共団体その他の内閣府令で定める法人において会計又は監査に関する事務又は業務に従事した期間が通算して7年以上である者</p> <p>（インターネットによる免除申請はできません。）</p>	財務会計論	<p>①在職証明書（在職期間、担当部署名等を詳細に記入してください。）</p> <p>②業務分掌規程（左の事務又は業務に従事した期間全てに係るもの）</p> <p>③従事した事務又は業務の内容が分かる書類</p> <p>④会社案内</p> <p>⑤従事した期間において監査を受けていることが分かる書類（左の事務又は業務に従事した7年間分の監査証明書（コピー））等</p> <p>※①及び③には会社の社印による押印が必要です。</p>	<p>平成29年1月23日（月）を目途としますが、免除可否の審査に相当の日数を要する場合がありますので、免除の要件が整い次第提出してください。</p>

(注) 会計専門職大学院修了見込者の免除申請手続について

平成29年3月をもって、修士（専門職）の学位の取得が見込まれる者は、次のとおり書面による2段階の免除申請手続が必要になります。

免除申請期限 (消印有効)	修得・修了証明書 提出期限 (必着、期限厳守)	受験票・免除通知書発送時期
平成29年2月9日 (木)	平成29年4月14日 (金)	平成29年4月下旬

① 1回目の手続

免除申請書に、会計専門職大学院発行の「修得・修了見込証明書 (原本)」を添付し、返信用封筒 (申請者の郵便番号、住所及び氏名を明記し、簡易書留又は特定記録郵便扱いとして必要金額分 (簡易書留392円、特定記録郵便242円) の郵便切手 (超過分の切手代の返金はできません。)) を貼り、「簡易書留」等と明記した長形3号のものを同封の上、上記申請期限までに公認会計士・監査審査会事務局総務試験室試験担当係宛てに送付してください (公認会計士・監査審査会事務局から「通知書 (条件付免除通知書)」が交付されます。)

※「成績証明書」「修了見込証明書」等では受理できません。必ず「修得・修了見込証明書」を提出してください。

② 書面による受験願書の提出

受験願書の「⑮その他の免除通知書番号」に上記の「通知書 (条件付免除通知書)」の通知番号を記入し、当該通知書原本を添付の上、受験を希望する試験地を管轄する財務局理財課等 (試験地が東京都の場合は、公認会計士試験関東事務局) 宛てに郵送してください (P.13 7. 試験地、受験願書等配付場所・提出先 参照)。

③ 2回目の手続

学位を取得した後、上記提出期限までに、会計専門職大学院発行の「修得・修了証明書 (原本)」を、返信用封筒 (申請者の郵便番号、住所及び氏名を明記し、簡易書留又は特定記録郵便扱いとして必要金額分 (簡易書留392円、特定記録郵便242円) の郵便切手 (超過分の切手代の返金はできません。)) を貼り、「簡易書留」等と明記した長形3号のものを同封の上、公認会計士・監査審査会事務局総務試験室試験担当係宛てに送付してください。

※「成績証明書」「修了証明書」等では受理できません。必ず「修得・修了証明書」を提出してください。

上記期限までに修得・修了証明書の提出がない場合には、平成29年第Ⅱ回短答式試験では、当該免除は受けられません。

④ 受験票及び免除通知書の送付

公認会計士・監査審査会事務局から、受験票及び免除通知書をそれぞれの返信用封筒により送付します。

(3) 論文式試験の一部科目免除

免除申請により次の①～⑩のいずれかに該当する者と認められた場合には、論文式試験の次の科目に係る免除通知書の交付を受けることができます。

該当する免除一覧

	論文式試験の一部 科目免除の該当者	免除科目	添付書類	免除申請書 提出期限
①	大学等において3年以上 商学に属する科目の教授 若しくは准教授の職に あった者又は商学に属 する科目に関する研究に より博士の学位を授与さ れた者 (インターネットによる 免除申請はできません。)	会計学 及び 経営学	【教授等の場合】 ①在職(在籍)証明書(3年以上の在 職が明らかになるもの) ②講義概要(講義要領、シラバス、教 材等のほか授業報告書など 在職3年間の講義の内容が明 らかになるもの) ③時間割表(在職3年間) ④学歴及び経歴書 ⑤研究業績一覧 等	平成29年1月23日 (月)を目途としま すが、免除可否 の審査に相当の日 数を要する場合が ありますので、免 除の要件が整い次 第提出してください。
②	大学等において3年以上 法律学に属する科目の教 授若しくは准教授の職に あった者又は法律学に属 する科目に関する研究に より博士の学位を授与さ れた者 (インターネットによる 免除申請はできません。)	企業法 及び 民法	【博士号の場合】 ①学歴及び経歴書 ②研究業績一覧 ③博士課程在籍及び成績証明書 ④博士学位論文(コピー可) ⑤博士学位授与証明書 ⑥博士学位審査報告書 等	
③	高等試験本試験合格者 (インターネットによる 免除申請ができません。)	高等試験本試験にお いて受験した科目(当 該科目が商法である 場合は、企業法)	【高等試験(司法科)の場合】 法務省発行の合格証明書 【高等試験(行政科)の場合】 内閣府発行の合格証明書	(書面による免除 申請) 平成29年 2月9日(木)
④	司法試験合格者 (インターネットによる 免除申請ができません。)	企業法 及び 民法	法務省発行の合格証明書	
⑤	旧司法試験第2次試験合 格者 (インターネットによる 免除申請ができません。)	旧司法試験の第2 次試験において受験 した科目(受験した 科目が商法又は会 計学である場合は、 企業法又は会計学)	法務省発行の合格証明書	
⑥	大学等において3年以上 経済学に属する科目の教 授若しくは准教授の職に あった者又は経済学に属 する科目に関する研究に より博士の学位を授与さ れた者 (インターネットによる 免除申請はできません。)	経済学	【教授等の場合】 ①在職(在籍)証明書(3年以上の在 職が明らかになるもの) ②講義概要(講義要領、シラバス、教 材等のほか授業報告書など 在職3年間の講義の内容が明 らかになるもの) ③時間割表(在職3年間) ④学歴及び経歴書 ⑤研究業績一覧 等 【博士号の場合】 ①学歴及び経歴書 ②研究業績一覧 ③博士課程在籍及び成績証明書 ④博士学位論文(コピー可) ⑤博士学位授与証明書 ⑥博士学位審査報告書 等	平成29年1月23日 (月)を目途としま すが、免除可否 の審査に相当の日 数を要する場合が ありますので、免 除の要件が整い次 第提出してください。

	論文式試験の一部 科目免除の該当者	免除科目	添付書類	免除申請書 提出期限
⑦	不動産鑑定士試験合格者 及び旧鑑定評価法の規定 による不動産鑑定士試験 第2次試験合格者 (インターネットによる 免除申請ができます。)	経済学 又は 民法	国土交通省発行の合格証明書	(書面による免除 申請) 平成29年 2月9日(木) (インターネット による免除申請) 平成29年 2月17日(金)
⑧	税理士となる資格を有す る者 (インターネットによる 免除申請ができます。)	租税法	①日本税理士会連合会発行の「登録事 項証明書」 ②国税審議会発行の「合格証書(コ ピー)」等、税理士となる資格を有 することを証する書面 ※①及び②の両方とも提出してくださ い。なお、税理士登録を受けていな い者は、公認会計士・監査審査会事 務局総務試験室試験担当係に照会し てください。	(書面による免除 申請) 平成29年 2月9日(木) (インターネット による免除申請) 平成29年 2月17日(金)
⑨	企業会計の基準の設定、 原価計算の統一その他の 企業会計制度の整備改善 に関する事務又は業務に 従事した者で会計学に関 し公認会計士となろうと する者に必要な学識及び 応用能力を有すると公認 会計士・監査審査会が認 定した者 (インターネットによる 免除申請はできません。)	会計学	公認会計士・監査審査会事務局総務試 験室試験担当係に照会してください。	平成29年1月23日 (月)を目途とし ますが、免除可否 の審査に相当の日 数を要する場合が ありますので、免 除の要件が整い次 第提出してくださ い。
⑩	監査基準の設定その他の 監査制度の整備改善に関 する事務又は業務に従事 した者で監査論に関し公 認会計士となろうとする 者に必要な学識及び応用 能力を有すると公認会計 士・監査審査会が認定し た者 (インターネットによる 免除申請はできません。)	監査論		

次のとおり、旧第2次試験の論文式試験において免除を受けた科目がある場合は、当該科目について、再度の免除申請が必要です。

	科目免除の該当者	免除科目	添付書類	免除申請書提出期限																		
⑪	旧公認会計士試験第2次試験論文式試験において、免除を受けた科目がある者	<p>旧第2次試験論文式試験で免除を受けた試験科目の区分に応じ、下表の右に掲げる試験科目の免除を受けることができます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>免除を受けた科目</th> <th>⇒</th> <th>免除科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会計学</td> <td>⇒</td> <td>会計学</td> </tr> <tr> <td>商法</td> <td>⇒</td> <td>企業法</td> </tr> <tr> <td>経営学</td> <td>⇒</td> <td>経営学</td> </tr> <tr> <td>経済学</td> <td>⇒</td> <td>経済学</td> </tr> <tr> <td>民法</td> <td>⇒</td> <td>民法</td> </tr> </tbody> </table>	免除を受けた科目	⇒	免除科目	会計学	⇒	会計学	商法	⇒	企業法	経営学	⇒	経営学	経済学	⇒	経済学	民法	⇒	民法	旧第2次試験「合格証書」のコピー及び平成17年以前に交付を受けた「公認会計士第2次試験免除通知書」又は「公認会計士第2次試験免除確認（認定）通知書」	平成29年 2月9日（木）
免除を受けた科目	⇒	免除科目																				
会計学	⇒	会計学																				
商法	⇒	企業法																				
経営学	⇒	経営学																				
経済学	⇒	経済学																				
民法	⇒	民法																				

※全科目免除者の取扱いについて

例えば旧第2次試験合格者が監査論の一部科目免除資格を得た後、更に租税法の免除資格を得て、受験する科目がなくなった場合は、試験科目の全部について免除を受けることが可能となります。

この場合、監査論の免除を受けるためには、書面の受験願書を提出し、論文式試験一部科目免除資格通知書（2年間の有効期間あり）のコピー等を添付することにより、免除を申請する必要があります。

出願後、公認会計士・監査審査会において、試験科目の全部について免除されることが添付書類により確認された場合には、出願者に対して「全科目免除証明書」を交付します。

なお、公認会計士登録の際には、日本公認会計士協会に対し、この「全科目免除証明書」を提出することになります。

11. 証明書の発行手続

公認会計士試験で免除を受ける場合は、「論文式試験一部科目免除資格通知書」、「免除通知書」等のコピーを受験願書に添付する等して出願する必要がありますが、これらの通知書は再発行できません。紛失された方は、発行申請書（P.29 様式第2号～様式第5号）に必要事項を記入の上、証明書発行申請を行ってください。これにより発行された各種「証明書」のコピーを受験願書に添付し（インターネット出願の場合は出願サイトの指示に従い必要事項を入力して）、出願してください。

申請書送付先	公認会計士・監査審査会事務局総務試験室試験担当係 〒100-8905 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎7号館 (TEL03-5251-7295)
提出方法	(1)封筒の表に「公認会計士試験 免除（又は合格）証明書発行申請書在中」と朱書きしてください。 (2)上記の封筒には、必ず次の返信用封筒を同封してください。 ・大きさが、おおむね12cm×23cm（長形3号）のもの ・簡易書留又は特定記録郵便扱いとし、必要金額分（簡易書留392円、特定記録郵便242円）の郵便切手（超過分の切手代の返金はできません。）を貼り、「簡易書留」等と明記してください。 ・宛先（申請者）の郵便番号、住所及び氏名を明記してください。 原則、宛先は申請書に記載の現住所に限ります。 (3)公認会計士・監査審査会事務局総務試験室試験担当係宛てに郵送してください。
提出期限	証明書の発行申請は、随時受け付けています。 ただし、平成29年第Ⅱ回短答式試験に出願する場合には、平成29年2月9日（木）（消印有効）までに申請の手続きを行ってください。
提出書類	(1)証明書発行申請書 ・「電話番号」欄には、日中確実に連絡がとれる電話番号を記入してください。 (2)本人確認できる書類（運転免許証等）をA4用紙にコピーしたもの ・申請書に記載した現住所、氏名及び生年月日を確認できる書類を添付してください。

（注1）通知書をお持ちの方は、証明書の発行申請を行う必要はありません。

（注2）申請書に記入した氏名と免除資格を得た（又は合格した）ときに交付された通知書（又は合格証書）に記載された氏名が異なる場合は、氏名が変更になったことを証明する書類として戸籍抄本（コピー不可）を添付してください。

（注3）「免除証明書」は、公認会計士試験受験のために発行するものです。平成18年以降、初めて免除申請を行う場合は、P.15 **9. 試験免除の申請手続** に従い、P.28「公認会計士試験免除申請書」（様式第1号）により免除申請手続を行ってください。

12. 受験願書の記載例

(例) 短答式試験合格による短答式試験免除者で、論文式試験の選択科目の経済学について一部科目免除資格取得による免除を受ける場合

(注) 詳細は、別途配付している受験願書の「記載例」(A3版)を確認してください。

東 関 財務局 第 号 財務支局 第 号 総合事務局 (記入しないこと。) 平成 29 年 2 月 14 日	
公認会計士・監査審査会会長 殿 平成 29 年 公認会計士試験 (第 II 回短答式試験) を受験したいので申し込みます。	
収入印紙貼付 19,500 円分 (消印しないこと。) 10,000 円 4,000 円 5,000 円 500 円	〒 〇〇〇-〇〇〇〇〇 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇 〇〇アパート 101 号 (TEL (自宅) 00-0000-0000) (携帯) 000-0000-0000 (上記の現住所欄の電話番号以外の連絡先(電話番号)を記入し、ない場合は「なし」を〇で囲むこと。) (勤務先(勤務先)・その他(なし) (TEL 000-000-0000))
生 年 月 日 明治 63 年 9 月 17 日 大正 (昭和 平成) (年齢 28 才)	現住所 性別 (男) ・ 女 性 別 (男) ・ 女 (改姓年月 年 月)
ふりがな かいけい たろう 氏 名 会計 太郎 (大きな字で丁寧に記入すること。) ふりがな 旧 姓 (改姓年月 年 月)	緊急連絡先 論 文 式 試 験 免 除 申 請 (旧姓欄は、願書に記載した氏名と添付書類の氏名が異なる場合のみ記入すること。) 短答式試験の (全科目) について免除を申請します。 (上記の「全科目」又は「一部科目」のうち、該当する方を〇で囲むこと。) 氏 名 会計 太郎
論 文 式 試 験 免 除 申 請 (旧第 2 次試験合格者は、「短答式試験免除申請」欄には記入しないこと。ただし、論文式試験について免除を申請する場合は、「論文式試験免除申請」欄に氏名を記入すること。) 氏 名 会計 太郎	

(注) 受験願書に記載された個人情報(公認会計士試験の実施及び統計目的以外に使用しません)が、合格者の個人情報については、公認会計士となるための手続における本人確認のために日本公認会計士協会及び内閣総理大臣の認定する業務補償団体等へ提供されるほか、当局による意識調査のためのアンケートに使用することがあります。

受験整理表 (別添記載例を参照して記入すること。)

年	受験番号		氏 名 (カタカナ)		② 生年月日		③ 性 別	④ 職 業	⑤ 学 歴	⑥ 論文式試験選択科目										
	① 受験局	(記入しないこと。)	(カタカナにより正確に書くこと。また、姓と名の間は1字あけ、濁点、半濁点は1字とすること。)	年 月 日	年 月 日	経営学				経済学	民法	統計学								
29	01	2	カイ	ケイ	タ	ロ	ウ	3	6	3	0	9	1	7	1	0	4	0	5	1

短答式試験 免除項目		論文式試験 免除項目	
① 免除を受ける科目	② 免除要件	免除を受ける科目	免除要件
財務管理 会計論 1	1	監査論 1	1
1	5	企業法 1	5
0	5	租税法 1	5
0	5	経済学 1	5
0	5	民法 1	5
0	5	統計学 2	5
0	5	その他	5

(注) ①～⑤に該当する場合は免除通知書等 (⑥のコピーの添付が必要です。)

13. 受験願書提出用封筒の記載例

必ず郵便局の窓口に簡易書留扱いとすること。
期限厳守（締切日の消印有効）



〈受験願書受付期間〉
平成29年2月10日(金)
～
平成29年2月24日(金)

簡易書留

折り曲げ厳禁

公認会計士試験
受験願書在中

〒一七〇一八六九一
日本郵便株式会社 東京豊島郵便局私書箱14号
公認会計士試験関東事務局 御中

東京都を試験地とする受験者の提出先はこちらになります
(受験願書提出用封筒に既に記載されています)。

〇〇財務局 理財課 御中

●
〇県▲△市■〇〇丁目△番□号

《差出人記入欄》 〒 〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇
〇〇アパート 101号
氏 名 会計 太郎

【試験区分】

1. 短答式試験 (短答式試験を受験する場合は①～③、受験しない場合は④～⑤のいずれかを○で囲むこと)

A 受験する場合 ① 一般 (②・③以外の者)
② 会計専門職大学院修了見込者 (平成29年3月に修了見込の者)
③ 会計専門職大学院修了者

B 受験しない場合 ④ 短答式試験 (全科目) 免除者 (⑤以外の者)
⑤ 旧第2次試験合格者

2. 論文式試験 (論文式試験の選択科目について①～④のいずれかを、免除申請科目の有無について①～②のいずれかを○で囲むこと)

(選択科目) ① 経営学 ② 経済学 ③ 民法 ④ 統計学
(論文式試験免除申請科目) ① 有 ② 無

※この封筒で受験願書を提出してください。

注意事項をよく読み、全ての項目を再度確認してください。

郵送前の注意事項

- 受験願書を提出する前に、以下の事項を再度確認し、□にチェックしてください。
 - 記入漏れがないこと。(「受験票」の裏面にも住所等を記入してください。)
 - 収入印紙19,500円分の貼付
 - 写真の貼付(2か所)
 - 受験票返信用封筒(82円分の郵便切手貼付)を同封していること。
 - 免除科目がある場合等は、添付書類を同封していること。
- 上記の「差出人記入欄」を記入してください。

郵送時の注意事項

- 必ず郵便局の窓口に簡易書留扱いにして郵送してください。
- 郵送の際、消印の日付が受験願書受付期間内であることを必ず確認してください。

14. 各種様式

ここに掲載している様式は、公認会計士・監査審査会ウェブサイト
(<http://www.fsa.go.jp/cpaob/index.html>) からダウンロードできます。

様式第1号 (日本工業規格A4)

公認会計士試験免除申請書

平成 年 月 日

公認会計士・監査審査会会長 殿

〒

住 所
ふりがな
氏 名
生年月日 年 月 日
(和暦)
電話番号
(日中連絡可能な電話番号)

公認会計士試験について、下記のとおり試験の免除を申請します。

記

- 公認会計士法第9条第1項の規定に基づき、短答式による試験の全部免除を受けることの有無
- 公認会計士法第9条第2項の規定に基づき、短答式による試験のうち免除を受けようとする試験科目
- 公認会計士法第10条第1項の規定に基づき、論文式による試験のうち免除を受けようとする試験科目

(添付書類)
上記1については、短答式による試験の全部免除を受ける資格を有することを証する書面

上記2及び3については、当該科目の試験の免除を受ける資格を有することを証する書面

(記載例)・・・税理士となる資格を有する者の場合
公認会計士試験免除申請書

平成××年××月××日

公認会計士・監査審査会会長 殿

〒×××-××××

住 所 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇
〇〇アパート101号

ふりがな かいけい たろう
氏 名 会計 太郎
生年月日 平成×年××月××日
(和暦)
電話番号 03-××××-××××
(日中連絡可能な電話番号)

公認会計士試験について、下記のとおり試験の免除を申請します。

記

- 公認会計士法第9条第1項の規定に基づき、短答式による試験の全部免除を受けることの有無 無
- 公認会計士法第9条第2項の規定に基づき、短答式による試験のうち免除を受けようとする試験科目 財務会計論
- 公認会計士法第10条第1項の規定に基づき、論文式による試験のうち免除を受けようとする試験科目 租税法

(添付書類)
上記1については、短答式による試験の全部免除を受ける資格を有することを証する書面
該当なし

上記2及び3については、当該科目の試験の免除を受ける資格を有することを証する書面
登録事項証明書及び合格証書(写)

【旧司法試験第二次試験合格者用】
公認会計士試験免除申請書

平成 年 月 日

公認会計士・監査審査会会長 殿

〒

住 所
ふりがな
氏 名
生年月日 年 月 日
(和暦)
電話番号
(日中連絡可能な電話番号)

公認会計士試験について、下記のとおり試験の免除を申請します。

記

- 公認会計士法の一部を改正する法律(平成15年法律第67号)附則第6条の規定に基づき、短答式による試験の全部免除を受けることの有無
- 公認会計士法の一部を改正する法律(平成15年法律第67号)附則第6条の規定に基づき、論文式による試験のうち免除を受けようとする試験科目

(添付書類)
上記1については、短答式による試験の全部免除を受ける資格を有することを証する書面

上記2については、当該科目の試験の免除を受ける資格を有することを証する書面

(記載例)・・・旧司法試験第二次試験合格者の場合
公認会計士試験免除申請書

平成××年××月××日

公認会計士・監査審査会会長 殿

〒×××-××××

住 所 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇
〇〇アパート101号

ふりがな かいけい たろう
氏 名 会計 太郎
生年月日 平成×年××月××日
(和暦)
電話番号 03-××××-××××
(日中連絡可能な電話番号)

公認会計士試験について、下記のとおり試験の免除を申請します。

記

- 公認会計士法の一部を改正する法律(平成15年法律第67号)附則第6条の規定に基づき、短答式による試験の全部免除を受けることの有無 有
- 公認会計士法の一部を改正する法律(平成15年法律第67号)附則第6条の規定に基づき、論文式による試験のうち免除を受けようとする試験科目 企業法、民法

(添付書類)
上記1については、短答式による試験の全部免除を受ける資格を有することを証する書面
法務省発行の司法試験第二次試験合格証明書

上記2については、当該科目の試験の免除を受ける資格を有することを証する書面
法務省発行の司法試験第二次試験合格証明書

(注) 様式第1号に係る免除申請書の提出方法等は、P.15 **9. 試験免除の申請手続** を参照してください。

様式第2号 (日本工業規格A4)

免除証明書発行申請書

平成 年 月 日

公認会計士・監査審査会会長 殿

〒

現住所

ふりがな
氏名
(旧姓)

生年月日 年 月 日
(和暦)
電話番号
(日中連絡可能な電話番号)

公認会計士試験受験のため必要につき、公認会計士試験の下記の試験科目について免除を受けたことを証明願います。

記

【短答式試験】

【論文式試験】

様式第3号 (日本工業規格A4)

短答式試験合格証明書発行申請書

平成 年 月 日

公認会計士・監査審査会会長 殿

〒

現住所

ふりがな
氏名
(旧姓)

生年月日 年 月 日
(和暦)
電話番号
(日中連絡可能な電話番号)

_____のため必要につき、_____年公認会計士試験短答式試験に合格したことを証明願います。

様式第4号 (日本工業規格A4)

論文式試験一部科目免除資格証明書発行申請書

平成 年 月 日

公認会計士・監査審査会会長 殿

〒

現住所

ふりがな
氏名
(旧姓)

生年月日 年 月 日
(和暦)
電話番号
(日中連絡可能な電話番号)

_____のため必要につき、平成_____年公認会計士試験論文式試験において、公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た試験科目について証明願います。

様式第5号 (日本工業規格A4)

合格証明書発行申請書

平成 年 月 日

公認会計士・監査審査会会長 殿

〒

現住所

ふりがな
氏名
(旧姓)

生年月日 年 月 日
(和暦)
電話番号
(日中連絡可能な電話番号)

_____のため必要につき、_____年公認会計士試験第2次試験に合格したことを証明願います。

(注) 様式第2号～様式第5号に係る免除証明書及び合格証明書の発行申請の提出方法等は、P.23 **11. 証明書の発行手続**を参照してください。

住所等変更届出書

平成 年 月 日

試験年 平成 年試験

出願方法 インターネット・書面

受験局

受験番号

ふりがな

氏名

生年月日 年 月 日

(和暦)

電話番号

(日中連絡可能な電話番号)

【変更事項】

変更(予定)年月日	変更後 (変更のないものは 「変更なし」と記入)	変更前 (全て記入)
平成 年 月 日	①郵便番号 〒 ②住所 ③氏名 ④連絡先	①郵便番号 〒 ②住所 ③氏名 ④連絡先

- (注1) 全ての項目を必ず記入してください。(「変更後」の欄で変更のない事項には、「変更なし」と記入してください。)
- (注2) 本人確認できる書類(運転免許証等)をA4用紙にコピーしたものを添付してください。
- (注3) 氏名変更の場合は、氏名を変更したことを証明する書類として戸籍抄本(コピー不可)を添付してください。
- (注4) 住所変更の場合は、必ず郵便局に転居届を提出してください。

(注) 様式第6号に係る変更届出書の提出方法等は、P.11 **5. 出願後の受験願書記載事項の変更** を参照してください。



公認会計士・監査審査会

Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board

公認会計士・監査審査会又は各財務局等のウェブサイトにも公認会計士試験に関する最新情報やQ & Aを掲載しています。試験に関する情報について、まずはこれらウェブサイトを御確認の上、御不明な点等については、下記にお問い合わせください。

ただし、試験問題、解答及び得点に関する照会には応じられません。

また、書面による出願を行う場合の受験願書の請求・提出及び受験票の送付については、受験を希望する試験地を管轄する財務局理財課等（試験地が東京都の場合は、公認会計士試験関東事務局）にお問い合わせください（P.13 **7. 試験地、受験願書等配付場所・提出先** 参照）。

なお、インターネット出願サイトの操作方法等の問合せについては、受付期間に合わせてサポートデスクを開設します。サポートデスクの連絡先については、インターネット出願サイトで御案内します。

公認会計士・監査審査会ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/cpaaoob/index.html>

問合せ先

公認会計士・監査審査会事務局総務試験室試験担当係

〒100-8905 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

TEL 03-5251-7295